

葛飾区コインオペレーションクリーニング営業施設の衛生指導要綱

昭和 60 年 9 月 12 日
60 葛衛保発第 336 号
区 長 決 裁

(目的)

第 1 条 この要綱は、葛飾区におけるコインオペレーションクリーニング営業施設の構造設備及び衛生管理並びにその適正な利用方法等の周知について定めることにより、施設の適切な管理運営を図り、もって公衆衛生の維持及び向上に資することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) コインオペレーションクリーニング営業 洗濯機、乾燥機等の洗濯に必要な設備（共同洗濯設備として病院、寄宿舎等の施設内に設置されているものを除く。）を設け、これを公衆に利用させる営業をいう。
- (2) 営業者 コインオペレーションクリーニング営業を営むものをいう。
- (3) 営業施設 営業者がコインオペレーションクリーニング営業を営むために設ける施設をいう。

(営業施設の構造設備基準)

第 3 条 営業施設の構造設備基準は、次の各号に定めるところによるものとする。

- (1) 営業施設は、隔壁等により外部と区分され、かつ外部から見通しの容易な構造であり、他の営業施設及び住居施設等と区画されていること。
- (2) 営業施設は、設置する洗濯機及び乾燥機の台数並びにこれらに応じた利用者数及び付帯設備を勘案して、利用者の作業等に支障のない広さを有していること。
- (3) 採光、照明及び換気が十分に行える構造であること。
- (4) 乾燥機、給湯設備等による燃焼ガス等を戸外に排出できる構造であること。
- (5) 床面及び腰張りは、不浸透性材料を使用したものであること。また、床面は排水のための適当な勾配及び排水口を有し、清掃が容易に行える構造であること。
- (6) 流水式手洗い設備を備えること。
- (7) 有機溶剤を用いて洗濯をする機械（以下「ドライクリーニング用洗濯機」という。）を設置する営業施設は、次によること。
 - ア ドライクリーニング用洗濯機は密閉式のものであり、かつ、有機溶剤回収装置付きのものであること。
 - イ 営業施設内の適正な位置に、全体換気設備又は局所排気設備を備えること。この場合、周辺に及ぼす影響についても十分配慮した適正な位置に設けること。
- (8) 便所を設ける場合は、洗濯を行う場所と隔壁等により区画されていること。
- (9) 食品の自動販売機等、直接洗濯に関係のない機器を備える場合には、利用者の洗濯

作業に支障のない場所に設けること。

(10) 廃棄物等を入れる専用の容器を備えること。

(衛生管理責任者等)

第4条 営業者は、営業施設を衛生的に管理するため、各営業施設ごとに衛生管理責任者を定め、営業施設の衛生確保に必要な措置並びに第6条各号に掲げる事項に関する適切な指導及び助言を行わせるものとする。

2 前項に定める衛生管理責任者は、当該営業施設に常駐し、又は、近隣に所在し、必要があれば直ちに管理の業務ができる者とする。

3 ドライクリーニング用洗濯機を設置する営業施設については、有機溶剤の性質、取扱い等に関する知識及び技能を有する者を有機溶剤管理責任者として定め、洗濯機中の溶剤の調整、気化溶剤の漏出防止の点検等有機溶剤の管理及び室内環境の適正な維持に必要な業務を行わせるものとする。

4 営業者は、衛生管理責任者の氏名及び連絡先を営業施設内の見やすい場所に掲示し、利用者の要請に速やかに対応できる体制を整えておくものとする。

(衛生上講ずべき措置)

第5条 営業者は、衛生の維持及び向上のため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

(1) 営業施設内は、毎日清掃し、その清潔保持に努め、衛生上支障のないようにすること。

(2) 営業施設内外は、常に排水が良好に行われるよう保持すること。

(3) 営業施設内外は、ねずみ、昆虫等が生息しない状態に保持すること。

(4) 営業中の施設は、採光及び照明を十分にし、常に適正な照度維持に努めること。

(5) 営業中の施設内は、換気を十分にすること。

(6) 換気設備は、適宜、点検及び清掃を行うこと。

(7) 洗濯機、乾燥機等の機械設備は、常に保守点検を行い、正常に作動するよう整備しておくこと。

(8) 洗濯機、乾燥機、容器等は毎日洗浄又は清掃し、適宜消毒を行うこと。

(9) 清掃用具及び消毒薬品は、専用の場所又は容器に保管すること。

(10) 乾燥機の乾燥温度を常に点検し、所定の温度維持に努め、事故防止に留意すること。

(11) 手洗い設備及び水洗いによる洗濯機（ランドリー用洗濯機）の用水は正常なものであること。

(12) ドライクリーニング用洗濯機を設置する営業施設については、清浄な有機溶剤を使用すること。また、設備管理を適正に行い、その安全性に十分留意すること。

(利用方法等の周知)

第6条 営業者は、営業施設の利用方法等について、次の各号に掲げる事項を営業施設内の見やすい場所に掲示して、利用者に周知するよう努めなければならない。

(1) 洗濯機、乾燥機、給湯設備等の使用方法等に関すること。

(2) 衣料等、被洗濯物の種類及び素材に応じた洗濯又は乾燥の可否及び洗濯又は乾燥に

当たつての留意等に関する事。

- (3) ドライクリーニング用洗濯機を設置する営業施設にあつては、使用有機溶剤の種類、ドライクリーニング用洗濯機の取扱い上の留意等に関する事。
- (4) 洗濯前後の手指の洗浄等に関する事。
- (5) 営業施設の汚損防止に関する事。
- (6) 伝染性の疾病に罹患した者又はこれに接触した者が着用した衣類等の洗濯の禁止に関する事。
- (7) し尿の付着したおむつ、運動靴、動物の敷物等の洗濯の禁止に関する事。ただし、これらをそれぞれ専用に洗濯するための洗濯機を設置している場合は、その旨を記載する事。
- (8) その他、営業施設の衛生保持及び安全確保のために利用者に協力、要請すべき事項に関する事。

(営業施設の届出等)

第7条 営業施設を開設しようとする者は、あらかじめ葛飾区保健所長（以下「保健所長」という。）に、コインオペレーションクリーニング営業施設開設届（第1号様式）により、その旨を届け出るものとする。

- 2 前項の規定による届出の事項に変更が生じたとき又は当該営業施設を廃止したときは、速やかにコインオペレーションクリーニング営業施設変更届（第2号様式）又はコインオペレーションクリーニング営業施設廃止届（第3号様式）により、保健所長にその旨を届け出るものとする。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、保健所長が別に定める。

付 則

この要綱は、昭和60年10月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成25年7月5日から施行する。

付 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和2年11月19日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第7条第1項の規定は、この要綱の施行の日前に開設し、かつ、改正前の第7条第1項の規定による届出をしていない営業施設に係る届出及び同日以後に開設した営業施設に係る届出について適用する。